

第37回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成23年2月2日（水）18:30～19:20
開催場所 しゃきっとプラザ集団健診ホール
出席委員 土谷委員、菅野委員、杉原委員、西島委員、小森委員、清野委員、松浦委員、大原委員、三浦委員、宮田委員、平田委員、大江委員、岡本委員、高崎委員、小室委員、遠国委員、竹下委員
アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 美幌町自治基本条例（素案）について

パブリックコメントの実施結果について事務局より説明

（事務局）

- ・平成22年12月29日から平成23年1月27日までの30日間パブリックコメントを実施した。条例の概要を書いたパンフレットを全戸配布するとともに、報道機関に周知した。
- ・35名から意見をいただいたが、要件を満たした方はいなかったため、意見なしとして取り扱うこととしたい。
- ・参考までにお知らせするが、いただいた意見の内容としては、外国人投票権についての意見が一番多かった。その他にも住民参加、未成年の参政権、最高規範などへの意見があった。

特に意見なし

（事務局）

- ・お配りしている素案で議会に提案したい。また、条例の名称について「美幌町自治基本条例」とすることでいいか確認したい。

委員了承

3 美幌町自治推進委員会（素案）について

（事務局）

- ・自治基本条例の第49条で骨格を規定している。
- ・委員は町内の団体からの推薦者と公募委員で構成することを想定している。
- ・公募の委員が予定の人数に満たなかった場合に、町長が適当と認める者を委員とすることができるように規定している。
- ・必要に応じ委員以外も出席を求めることを規定している。
- ・必要に応じ部会を設置できるように規定している。

（委員）

役場内部の人事異動で事務局が変わり、ゼロからのスタートでは困る。しっかり引き継ぎをしていただきたい。

（委員）

町外から通勤等で通う人も委員になれるということでもいいのか。

（事務局）

そのとおり。自治基本条例で規定している町民の定義にも通勤・通学する方も含んでいることから同じ扱いとした。

（委員）

公募委員の人数は規定していないのか。

（事務局）

人数は具体的には決めていないが、公募は2～3名ぐらいになると思う。

(委員)

この会議の縮小版がバランスのとれた組織になると思う。

(委員長)

各界各層の意見を幅広くいただくため、バランスの良くする配慮が必要。

(委員)

この条例はだれが携わっても見直していける条例としたつもり、今の委員が何名残るとかではなく、全員公募でも審議できなければならないと思う。

(委員)

バランスを考えるべき。同じ意志をもった人が大勢応募してきた場合に、すべて委員にしては問題がある。今の規定でいいと思う。

(委員)

町民が誰でも参加できるようにするためには、第2条(1)は必要ないのではないか。

(委員長)

表現を検討したい。

4 その他

＜議会への提案について＞

2月18日の臨時議会に「美幌町自治基本条例」と「美幌町自治推進委員会条例」を提案する予定。

(アドバイザー-あいさつ)

今日で最後と聞いて寂しい思いがします。30回近く美幌町を訪れ、こんなに多くの会議に参加したのは初めてでした。今回、条例(案)として形になったことをうれしく思っています。これまで議論してきたこの条例が結実することを願っています。

約1年半前にアドバイザーを頼まれたときには25名という委員の多さに驚きました。さらに、委員長が町長、議員が5名も委員になっているといういままでにないケースであります。2時間の会議の中で議論を深めるのは難しいため、宿題方式を取り入れましたが、みなさんよく宿題の答えを毎回返してくれたと思います。また、起草委員がきちんと町民会議の意見をまとめたということが重要でした。事務局のバックアップもしっかりしており、皆様の力が結集した条例だと感じています。条例を創って終わりではありません。この条例をしっかり運用して、初めて意義があります。

これから条例を運用していかなければならない行政は大変だと思います。しかし、委員長である町長がこの条例の一番の理解者であることはいいことだと思います。また、議員が委員となっていることにより、議会の規定も深く議論ができました。美幌町の町民会議方式は全国的にもほとんどないと思います。この条例が運用され、新たな自治を築き、ひかり輝くまちであってほしいと願っています。ありがとうございました。

(副委員長あいさつ)

これまで37回の会議を開催し議論してきました。委員のみなさまには感謝を申し上げ、本当にご苦勞様でしたと言いたいと思います。私自身は、数年前から財政問題、地方分権問題を考えると自治体運営のルールは必要だと思っていました。この条例ができあがったことは感無量であります。また、この条例は守り育てる条例でありますので、町民と行政、議会が一体となり守り育てていかなければなりません。長い間、本当にご苦勞様でした。